

「宇都宮市の締結する契約からの暴力団員等排除に関する合意書」の締結に伴う、
通報報告体制の整備及び指名停止基準の見直しについて（通知）

標記につきまして、契約行為から暴力団排除を徹底することにより、入札契約制度のより一層の公正性、透明性の向上を図るため、宇都宮市が、市内の所轄3警察署（宇都宮中央、東、南警察署）と「宇都宮市の締結する契約からの暴力団員等排除に関する合意書」を締結（平成22年3月30日）したことを受けまして、本局におきましても、契約請負者が不当介入を受けた際には、警察への通報及び本局への報告を義務付けるなどの措置を講じることになりましたので、下記により遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1. 「宇都宮市の締結する契約からの暴力団員等排除に関する合意書」の概要

(1) 排除すべき内容

- ア 有資格者の役員等が暴力団員である場合
- イ 有資格者が不正利益のため暴力団員を利用している場合
- ウ 有資格者が暴力団員に対し資金提供を行っている場合
- エ 有資格者が暴力団員と社会的に非難されるべき関係（※）を有している場合
※ 社会的に非難されるべき関係とは、暴力団関係者が参加するパーティーや会合への参加、冠婚葬祭等への参列、共同事業、事務所や自宅等へ出入りする関係。
- オ 有資格者が暴力団員と知りつつ不当に利用（※）している場合（新設）
※ 不当に利用とは、暴力団関係者に事業を請負わせている、労働者の供給又は派遣を受けている、継続的な物品供給を受けていること。

(2) 不当介入を受けた場合の通報報告の義務化（新設）

- ア 公共事業等において、請負者が暴力団員等による不当介入を受けた場合の警察への通報及び市への報告の義務付け
- イ 通報報告義務を怠った請負者に対しての指名停止の措置

(3) 建設工事以外の公共事業等からの暴力団排除の推進

- ア 業務委託
- イ 役務の提供
- ウ 物品、資材等に係る公共調達
- エ 公有財産の売却、貸付（新設）

(4) 支援協力体制の強化

「宇都宮市契約関係暴力団員等排除連絡会議」の設置（新設）

2. 不当介入があった場合の通報報告体制について

(1) 概要

「宇都宮市の締結する契約からの暴力団員等排除に関する合意書」第3項第1号の規定により、有資格者である請負者が契約の履行において、暴力団員等による不当介入を受けた場合、当該請負者に対し、警察への通報及び宇都宮市（本局を含む。）への報告を義務付け、これを怠った場合は指名停止の措置を講ずるもの。

- ・不当介入を受けた際の通報報告体制（「別紙1」参照）

(2) 通報及び報告の方法

ア 所轄警察への通報

- ・不当介入があった場合は、その時点で速やかに介入を受けた現場を所轄する警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 本局への報告

- ・警察へ通報するとともに、その内容を速やかに（本局発注担当課）へ報告すること。

3. 指名停止基準見直しの概要

(1) 「宇都宮市契約参加者指名停止基準」における措置要件の追加

ア 不当介入を受けた際の通報報告義務を怠ったとき

⇒1か月以上9か月以内

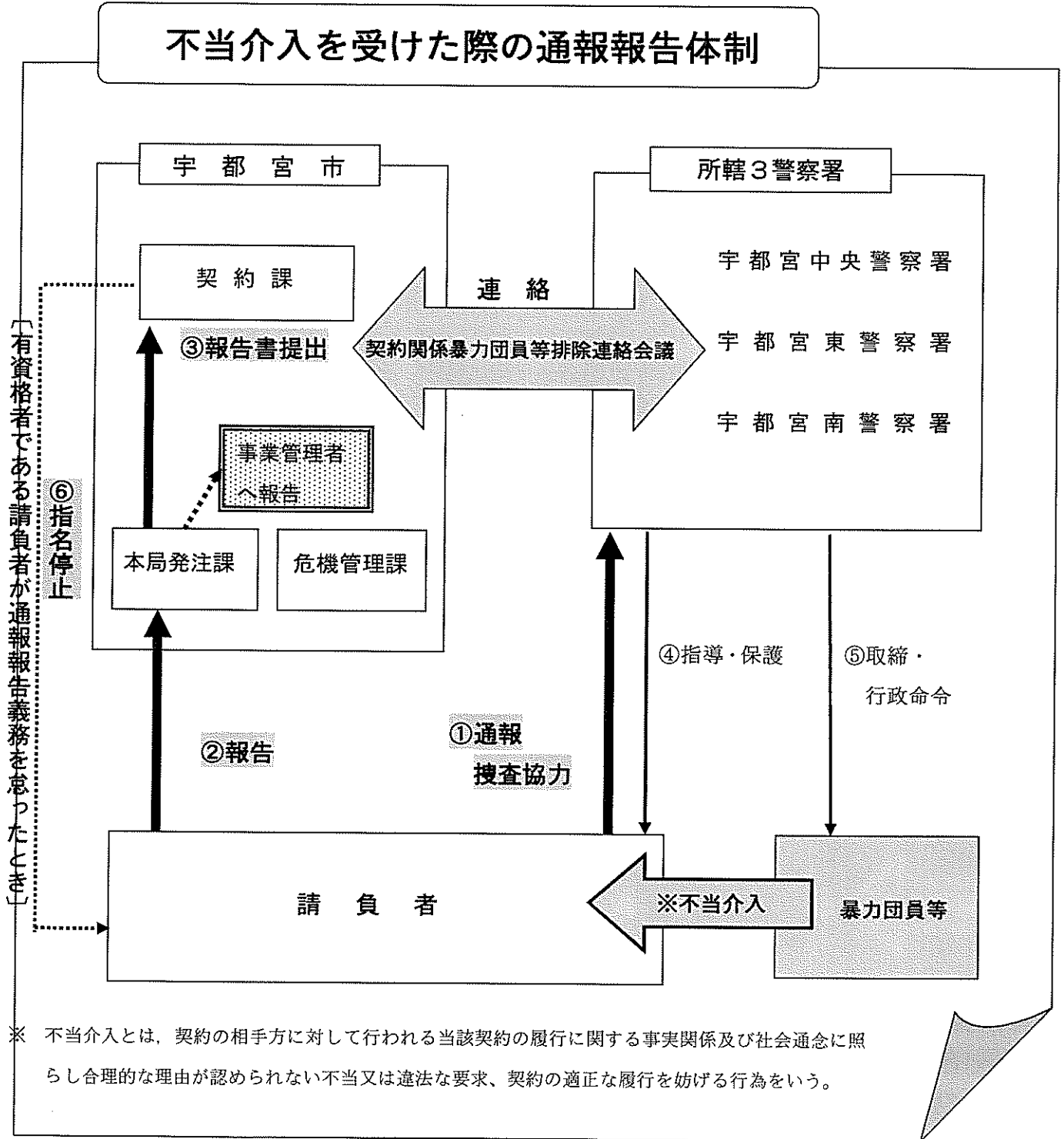
イ 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき

⇒4か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間

※ 指名停止基準の詳細については、「宇都宮市入札参加者指名停止措置基準（別表）」でご確認ください。

4. 適用

平成22年4月1日以降に公告または指名する案件から適用とする。



○ 宇都宮市契約関係暴力団員等排除連絡会議

設置目的：宇都宮市が締結する契約からの暴力団員等の排除に関し、相互に情報を交換するため及び具体的な事案に対処するための協議を目的とする。

構成：宇都宮市（契約課、危機管理課、当該契約の所管課）

所轄警察署（宇都宮中央警察署、宇都宮東警察署、宇都宮南警察署）

宇都宮市契約参加者指名停止基準 別表【抜粋】

項 目	措 置 要 件	対象地域	期 間
9 不正又は不誠実な行為	<p>(1) 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合で業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>ア 脱税の容疑により告発されたとき。</p> <p>イ 経営等に関する詐欺行為、脅迫行為、暴力行為等を行ったとき。</p> <p>ウ 暴力等により入札妨害を行ったとき。</p> <p>エ 落札したにもかかわらず契約締結を拒んだとき。</p> <p>オ 落札者の契約の締結又は履行を妨げたとき。</p> <p>カ 建設業法の規定に違反したとき。</p> <p>キ 不当介入を受けた際の通報報告義務を怠ったとき。</p> <p>ク その他、業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。</p> <p>(2) 第1項から第9項(1)までに掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者の役員が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	関東各都県	1か月以上 9か月以内
10 暴力団関係	<p>(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であると認められるとき。</p> <p>(2) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(3) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	全都道府県	6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
		全都道府県	4か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間